

# イベントでガスコンロなどを使うときは 届出と消火器の準備を お願いします

人が集まるお祭りなどの催しで、火気器具（ガスコンロ・ホットプレートや発電機など）を使用した露店等を出店する場合は「消火器の準備」と「露店開設届出書」が必要です。

## 人が集まるお祭りなどで火気器具を使うときは

### 3 日前までの事前届出



- 届出は、会場図などの添付書類を添えて、催しの3日前までに消防署（分署、出張所含む）までご提出ください。（土日祝も受付可）
- 届出用紙は、箕面市ホームページからダウンロードできます。

### 当日は消火器の準備



- 1店舗につき1本必要です。
- 会場等に備え付けの消火器は利用できません。露店用に消火器をご用意ください。

が必要です。

### Q 対象となる催しは

だれでも入場できて火気器具を使用する催し（夏祭り、縁日など）  
幼稚園・保育所・小学校・自治会などの特定のかたのみの催しは除きます。

### Q 誰が届出するのですか

露店等を開設するかたの届出が必要  
ただし、主催者が一括して届出することもできます。

### Q 火気器具とは

ガスコンロ・フライヤー・ホットプレート・  
発電機など  
湯沸かしポット・コーヒーメーカー・綿菓子機・ポップコーン機などは対象外です。



対象の催しに当てはまるかどうか、どこに消火器を置けばいいのかなど、まずはお電話でお問い合わせください。

**箕面消防署**

TEL 724-9090/FAX 724-6416

**豊能消防署**

TEL 736-0119/FAX 738-2987